

石川県感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新 (下線部は改正分)	旧
石川県感染症発生動向調査事業実施要綱	石川県感染症発生動向調査事業実施要綱
<p>第1 (略)</p> <p>第2 対象感染症 本事業の対象とする疾患は次のとおりとする。</p> <p>1 全数把握の対象</p> <p>○一類感染症～○五類感染症 (全数) (略)</p> <p>○<u>新型インフルエンザ等感染症</u></p> <p>(112) 新型インフルエンザ、(113) 再興型インフルエンザ、<u>(114) 新型コロナウイルス感染症、(115) 再興型新型コロナウイルス感染症</u></p> <p>○指定感染症 <u>該当なし</u></p> <p>2 定点把握の対象</p> <p>○五類感染症 (定点) (略)</p> <p>○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下、「法」という。) 第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症</p> <p><u>(116)</u> 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ち</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 対象感染症 本事業の対象とする疾患は次のとおりとする。</p> <p>1 全数把握の対象</p> <p>○一類感染症～○五類感染症 (全数) (略)</p> <p>○新型インフルエンザ等感染症</p> <p>(112) 新型インフルエンザ、(113) 再興型インフルエンザ</p> <p>○指定感染症</p> <p><u>(114) 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) であるものに限る。)</u></p> <p>2 定点把握の対象</p> <p>○五類感染症 (定点) (略)</p> <p>○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下、「法」という。) 第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症</p> <p><u>(115)</u> 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ち</p>

に特定の感染症と診断することができない。

3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象 (略)

第3～第4 (略)

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86))、新型インフルエンザ等感染症（第2の(114)及び(115)を除く）及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア～カ (略)

キ 情報の報告等

- ① 石川県知事及び金沢市長は、その管轄する区域外に居住するものについて法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、該当届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市又は特別区の長（以下「都道府県知事等」という）に通報する。
- ② 金沢市長は、厚生労働大臣に対して、
 - ・法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同条第2項の報告を行う場合
 - ・法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合は、併せて石川県知事に報告する。
- ③ 石川県知事及び金沢市長は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法

に特定の感染症と診断することができない。

3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象 (略)

第3～第4 (略)

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86))、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症（第2の(114)を除く）

(1) 調査単位及び実施方法

ア～カ (略)

(新設)

第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報する。

- ④ ②の法第12条の規定による報告について、感染症発生動向調査システムにより相互に情報を閲覧できる措置を講じた場合は、当該報告をしたものとみなす。

2 (114) 新型コロナウイルス感染症又は(115)再興型コロナウイルス感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

(114) 新型コロナウイルス感染症又は(115)再興型コロナウイルス感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき、直ちに管轄の保健所に届出を行う。当該届出は、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）への入力により行うことを基本とするが、HER-SYSの入力環境がない場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別記様式6-1を用いて届出を行う。

イ～カ (略)

キ 情報の報告等

- ① 石川県知事及び金沢市長は、その管轄する区域外に居住するものについて法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、該当届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県知事等に通報する。
- ② 金沢市長は、厚生労働大臣に対して、

2 (114) 新型コロナウイルス感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

(114) 新型コロナウイルス感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき、直ちに管轄の保健所に届出を行う。当該届出は、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）への入力により行うことを基本とするが、HER-SYSの入力環境がない場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別記様式6-1を用いて届出を行う。

イ～カ (略)

(新設)

・法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同条第2項の報告を行う場合

・法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合

は、併せて石川県知事に報告する。

③ 石川県知事及び金沢市長は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報する。

④ ①から③の報告等について、HER-SYSにより相互に情報を閲覧できる措置を講じた場合は、当該報告等をしたものとみなす。

ク 委託医療機関

県または金沢市の委託を受けて行政検査を行う医療機関は、実施した検査について、HER-SYSへの入力を行うことにより、関係保健所及び県健康推進課等に対して情報共有をすることを基本とするが、HER-SYSの入力環境がない場合には、県健康推進課が定める方法により行って差し支えない。

3～7 (略)

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年1月1日 石川県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 5 この要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。

キ 委託医療機関

県または金沢市の委託を受けて行政検査を行う医療機関は、実施した検査について、HER-SYSへの入力を行うことにより、関係保健所及び県健康推進課等に対して情報共有をすることを基本とするが、HER-SYSの入力環境がない場合には、県健康推進課が定める方法により行って差し支えない。

3～7 (略)

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年1月1日 石川県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 5 この要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。

